

## 【地方公務員災害補償制度について】

### 1 災害補償制度の意義

地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

職員（常勤職員、再任用短時間勤務職員、常勤的非常勤職員）が公務災害及び通勤災害を受けた場合の補償の実施は、地方公務員災害補償法の規定により地方公務員災害補償基金が被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うものとされており、その業務に要する費用は、各地方公共団体の負担金によって賄われています。

### 2 災害補償の種類・内容

#### (1) 補償の種類・事由・内容

##### ① 療養補償

公務（又は通勤）により負傷（又は疾病）した場合：必要な療養の費用

##### ② 休業補償

公務（又は通勤）により負傷（又は疾病）し、療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき：1日につき平均給与額の60%に相当する金額

##### ③ 傷病補償年金

公務（又は通勤）により負傷（又は疾病）し、療養の開始後1年6月を経過しても治らず、その障害の程度が規則に定める傷病等級に該当する場合：障害の状態に応じた年金

##### ④ 障害補償

公務（又は通勤）により負傷（又は疾病）し、治ったとき、規則に定める程度の障害が残った場合：障害の程度に応じ、年金又は一時金

##### ⑤ 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金の受給者で、規則で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合：総務大臣が定める金額

##### ⑥ 遺族補償

公務（又は通勤）により死亡した場合：年金又は一時金

##### ⑦ その他（葬祭補償など）

#### (2) 福祉事業の種類・内容

##### ① 外科後処置

規則別表に定める程度の障害を有する者に対する診察、薬剤、治療材料

##### ② 補装具の支給

規則別表に定める程度の障害を有する者に対する義肢、義眼、補聴器、車いす等

##### ③ リハビリテーション

規則別表に定める程度の障害を有する者に対する機能訓練等

##### ④ その他（在宅介護を行う介護人の派遣など）

### 3 補償の手続き等

(1) 被災職員（又は遺族等）は、任命権者を經由して基金に各種補償の認定請求を行います。認定請求書には、医師の所見（診断書）、現認書又は事実証明書、その他認定のために必要な書類を添付します。

(2) 任命権者は、提出された請求書の記載内容を点検し、当該災害の認定に関して意見を付し、所要の証明を行い基金に送付します。

(3) 補償を受ける権利（請求権）は、2年間行われなるときは時効により消滅します。

- (4) 補償の原因となった災害が第三者の行為によって生じた場合で、被災職員が当該第三者から損害賠償を受けた時は、基金は、その価額の限度において、補償の義務を免れることとなります。
- (5) 被災職員が基金の行った決定に不服がある場合、基金審査会に審査請求することができます。

#### 4 公務災害の認定

公務と負傷（又は疾病）の間に相当因果関係（公務起因性）が認められることと、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）が証明されることが認定に当たっての第1次的な判断基準となります。

##### (1) 公務上の負傷の認定

被災職員が職務遂行中その任命権者の支配管理下にある状態で発生した負傷は公務災害となりますが、故意又は本人の素因によるもの、天災地変によるもの及び偶発的な事故（私的怨恨によるものも含む。）であると明らかに認められるものは、公務上の災害とは認められません。

また、自己の担当職務以外の善意で行う行為（善意行為）は、公務上の必要性のない道義的立場からの善意行為の場合は公務外となります。

##### (2) 公務上の疾病の認定

医学的に公務上の負傷に起因して発症したことが明らかな疾病は公務上となりますが、それ以外の疾病の場合は、個々の場合について、公務に起因して発生したものであるか否かを判断し認定されることとなります。

##### (3) 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上と認められます。

自殺の場合には、公務により精神疾患を発症したことが医学経験則に照らして明らかに認められ、その結果自殺に至った場合には、公務上の災害と認められます。

##### (4) 通勤災害の認定

通勤災害とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間の往復を合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。

通勤途上の災害は、その性格上、所属長等が事実関係を確実に把握することが困難な場合が少なくありません。しかも、交通事故によるものが多く、示談、後遺障害等後日問題となる場合が多いと考えられることから、実情に応じて判断されます。

#### 5 第三者の損害賠償責任との調整

補償の原因である災害が第三者（当該災害に関し民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者）の行為によって生じた場合、損害賠償として被災職員が受けた額に相当する額を、補償額から差し引くこととなります。

#### 6 地方公共団体の損害賠償責任との調整

被災職員の所属する地方公共団体が、国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合、基金は使用者である地方公共団体に代わって補償を行う機関であることから、基金の補償と当該地方公共団体の損害賠償との調整を行います。

#### 7 不服審査制度

基金が行う補償に関する決定については、不服申し立てができるようになっており、第三者的審査機関として、基金に審査会が設置されています。

審査請求は、基金の処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行わなければなりません。